

令和5年5月29日
総務部職員厚生課

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」へ変更されたこと等に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における防疫等業務手当の特例を廃止するとともに、規定の整備を図る必要があるため、条例を一部改正する。

2 改正内容

保健衛生行政を主管する課に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症から区民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事した場合に、従事した日1日につき3,000円を超えない範囲内において規則で定める額を支給する防疫等業務手当の特例を廃止するとともに、児童福祉法改正に伴う規定の整備を図る。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行予定日

改正条例の公布の日

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(児童相談所業務手当)</p> <p>第8条 児童相談所業務手当は、児童相談所（一時保護所を除く。）に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、児童福祉法<u>第12条第3項</u>に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 省略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>附 則（令和5年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(児童相談所業務手当)</p> <p>第8条 児童相談所業務手当は、児童相談所（一時保護所を除く。）に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、児童福祉法<u>第12条第2項</u>に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 省略</p> <p><u>3 第5条の規定にかかわらず、保健衛生行政を主管する課に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から区民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事した場合は、当分の間、防疫等業務手当を支給する。この場合における手当の額は、従事した日1日につき3,000円を超えない範囲内において規則で定める。</u></p> <p><u>4 前項の規定により防疫等業務手当を支給する場合における第9条の適用については、同条中「第3条から前条まで」とあるのは、「第3条から前条まで及び附則第3項」とする。</u></p>